

## 千早赤阪村学校給食会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は千早赤阪村学校給食会（以下「本会」という。）と称し、事務局を千早赤阪村教育委員会事務局内に置く。

(目的)

第2条 本会は千早赤阪村学校給食事業の円滑適正な運営とその充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校給食物資の調達
- (2) 学校給食費の徴収と経理
- (3) 学校給食実施上必要な調査研究
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 本会は次の各号に掲げる理事10名以内をもって構成する。

- (1) 教育長
- (2) 給食実施校の校長
- (3) 給食実施園の園長
- (4) P T A代表
- (5) 保健所代表
- (6) 教育委員会事務局職員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 会計監査 2名

2 会長は千早赤阪村教育委員会教育長をもって充てる。

3 副会長、会計及び会計監査は理事の互選とする。

(職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を経理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、本会の会計に関する事務を処理する。

4 会計監査は本会の会計を監査する。

(任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員は、任期満了後も後任者の就任までその任務を行う。

3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は千早赤阪村教育委員会職員をもって充てる。

(会議)

第9条 会議の招集は会長が随時行う。

2 会議は理事の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は会長が行う。

4 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会)

第10条 本会に次の委員会を設置する。

(1) 千早赤阪村学校給食物資購入委員会

(2) 千早赤阪村学校給食献立作成委員会

(3) 千早赤阪村学校給食指導研究委員会

2 これらの委員会に必要な事項は、会長が別にこれを定める。

(会計)

第11条 本会の事業遂行に要する費用は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

(1) 給食費

(2) 補助金

(3) その他

2 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

第13条 この規約は、理事の4分の3以上の議決を経なければ改正することができない。

附 則

この規約は、平成4年12月1日から施行する。